

**中野市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）策定支援等業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

本要領は、中野市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）策定支援等業務を委託するに当たり、受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは、環境省補助事業の交付決定を前提に行う準備行為として実施するものであり、当該補助事業が交付決定とならなかった場合には、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

また、このことに伴い、プロポーザル参加者において損害を与えることがあっても、市ではその損害の責めを負わないものとする。

**2 公募する事業の概要**

- (1) 業務名  
中野市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）策定支援等業務
- (2) 業務内容  
別紙「中野市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）策定支援等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託契約期間  
契約締結の日から令和6年1月31日(水)まで
- (4) 委託上限額  
3,162,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

**3 委託業者の選定方法**

- (1) 選定方式の概要
  - ア 公募型プロポーザル方式により選定を行う。
  - イ 審査は、提出書類による第一次審査及びプレゼンテーションによる第二次審査により行う。
- (2) スケジュール

公募開始	令和5年5月22日(月)
質問書の受付期限	令和5年5月29日(月)
質問書に対する回答	令和5年6月1日(木)
参加申込書・企画提案書等の提出期限	令和5年6月5日(月)
第一次審査の結果通知	令和5年6月7日(水)
第二次審査及びヒアリング	令和5年6月14日(水)
第二次審査の結果通知	令和5年6月20日(火)
契約の締結	令和5年6月下旬頃

#### 4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 租税を完納している者
- (4) 本市から指名停止の措置を受けていない者
- (5) 暴力団又はその構成員の統治下にある者でないもの
- (6) 参加申込時に中野市物品等競争入札参加資格者名簿（421B「各種調査企画－コンサルティング」）に登録がある者又は現に登録手続中で申込期限までに登録される見込がある者

#### 5 参加申込書等の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

##### (1) 参加申込書

	内容	留意事項
①	参加申込書 (様式第 1 号)	
②	会社概要 (様式第 2 号)	会社概要パンフレットを正本にのみ 1 部添付すること。
③	業務実績調書 (様式第 3 号)	平成 24 年度から令和 4 年度までの過去 10 年間に国又は地方公共団体が発注した同種又は類似業務の受託実績を 5 件以内で記載すること。 同種業務：地方公共団体実行計画（区域施策編）、温室効果ガス削減計画の策定・改定支援業務 類似業務：地方公共団体実行計画（事務事業編）、環境基本計画、その他環境に関する計画の策定・改定支援業務又は調査業務

##### (2) 企画提案書等

参加申込書を提出する者は、次の要領で企画提案書等も提出すること。なお、企画提案書の提出がない場合は失格とする。

	内容	留意事項
①	企画提案書表紙 (様式第 5 号)	

②	業務実施体制等 説明書 (様式第6号)	受託した場合の体制等を具体的に記載すること。総括責任者・主任担当者の経歴などについては、本業務と同種・類似業務を優先して記載すること。
③	企画提案書 (任意様式)	仕様書の内容を踏まえ、A4縦型(左綴じ)4枚(8ページ以内)で下記の項目について具体的に記載すること。 (項目) 1 本市の現状把握 本市の現状・課題をどのように把握しているのか記載すること。 2 基本方針 本業務の目的や本市の現状と課題を踏まえた提案の考えた方、提案の特徴について記載すること。 3 実施手法・内容 仕様書の業務内容で求める項目を実施するに当たり、具体的な調査方法や整理方法を記載すること。 4 独自提案 これまでの業務の経験を活かし、本業務の成果を高めるためにどのような工夫や提案が可能か、当市にどのような貢献が可能か記載すること。その他、自社の優位性等、特記すべき事項があれば記載すること。
④	工程計画書 (任意様式)	上記提案に基づき、業務内容ごとの工程を具体的に記載すること。
⑤	見積書及び見積 内訳書 (任意様式)	業務内容ごとに区分し、積算根拠を記載すること。 封入し封印すること。

※ 指定様式については、1枚に収まるようまとめて記載すること。

※ 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

※ 提出書類は、上記の順に綴じ、表紙以外のすべての用紙の下部に通し番号(ページ番号)を付すこと。

(3) 提出期限

令和5年6月5日(月)午後5時まで(必着)

(4) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

(5) 提出方法

持参又は書留による郵送

※持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。

(6) 提出先

## 6 質問の受付及び回答

当プロポーザルに関する質問の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

### (1) 質問の受付

#### ア 受付期限

令和5年5月29日(月)

#### イ 提出方法

質問書(様式第4号)に記入のうえ、電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の方法は受け付けていない。

#### ウ 提出先

中野市生活環境課環境係

メールアドレス:kankyo@city.nakano.nagano.jp

### (2) 質問の回答

受け付けた質問に対する回答は、令和5年6月1日(木)までに電子メールにより参加申込者全員に通知する。なお、質問者の事業者名は公表しない。

## 7 審査方法及び審査基準

### (1) 審査方法

提案書等の審査は、当市が設置する審査委員会が行う。なお、審査は全て非公開とする。

### (2) 審査の内容

#### ア 第一次審査(書類審査)

審査委員会において、提出書類による第一次審査を行い、上位5者を第二次審査対象者とする。ただし、提案書を提出した者が5者に満たない場合は、第1次審査を省略することができる。

#### イ 第二次審査(プレゼンテーション審査)

a 審査委員会において、第一次審査により選定された者を対象に、提案書等及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行い、第二次審査の審査点数の総計が最も高い事業者を受託候補者とする。

b 審査結果は、プレゼンテーションを実施した全ての提案者に対し、電子メールにより通知する。

### (3) 審査基準

審査に当たっては、別表1の審査基準により評価する。第一次審査は、事務局において実施し、第一次審査と第二次審査の配点の合計を評価点とする。

## 8 プレゼンテーション審査

提出された提案書に基づいたプレゼンテーション及び提案者に対するヒアリングを、下記のとおり実施する。なお、実施時間、留意事項等は、電子メールにより別途通知する。

日時	令和5年6月14日(水) 午後1時30分から
会場	会議室 42・43
持ち時間	1事業者につき30分程度(説明20分以内、質疑応答10分程度)とする
説明者	プレゼンテーション及び質疑応答を行う説明者は、本業務の従事予定者の3名以内で行うこと。
その他	プレゼンテーションは、あらかじめ提出した提案書をもとに、資料を画面に表示しながら行うこととする。別途プレゼンテーション用の資料の表示は認めない。

## 9 審査結果通知

審査結果は、全ての企画提案書提出者に対し、電子メールにより通知する。

## 10 契約締結

中野市は、審査委員会において決定された受託候補者と業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、合意を得たうえで、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と契約交渉を行うこととする。

## 11 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備があると主管課が判断した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当した場合

## 12 その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。

### 13 書類の提出場所及び問合せ先

中野市くらしと文化部生活環境課環境係

所在地 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電話番号 0269-22-2111 (内線 247)

FAX 番号 0269-22-5923

メールアドレス : [kankyo@city.nakano.nagano.jp](mailto:kankyo@city.nakano.nagano.jp)

別表 1

提案書の審査項目及び審査基準

1 第一次審査

大項目	配点	中項目	小項目	配点
業務遂行能力	20点	業務実績	本業務と同種・類似業務の受託実績があるか	10点
		業務実施体制等	実施・管理体制が整っており、管理者及び担当者等は十分な経験を有しているか	10点

2 第二次審査

大項目	配点	中項目	小項目	配点
企画提案評価	100点	(1) 中野市の現状と課題に対する考え方	中野市の実態について十分理解しているか	20点
		(2) 市民参画についての提案	提案内容が具体性、妥当性及び実現可能性に優れているか	20点
		(3) アウトプットイメージ	提案内容に創意工夫がみられ、書類の作成においても優れた能力がみられるか	20点
		(4) 独自提案	着眼点、独創性及び有効性	20点
		(5) 業務内容の理解度・意欲	理解度、取組意欲、熱意、積極性等	20点
提案価格評価	20点	提案価格	提案価格に対する最低提案価格の比率	20点